

## 入札心得

### (入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、秋田市財務規則その他関係法令および仕様書その他契約締結に必要な条件を承諾の上、入札してください。

### (入札の参加および辞退)

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札時刻に遅れたり、連絡がない場合は、棄権とみなしますので時刻を厳守してください。入札を辞退する場合は、入札の執行前にあっては別紙様式「入札辞退届」を入札執行課である文書法制課に提出し、入札執行中にあっては「入札辞退届」又はその旨を明記した別紙様式「入札書」を開札までに入札執行者に直接提出してください。

なお、入札を辞退した場合においても、これを理由として以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

### (公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

### (入札の方法)

- 4 入札参加者は、「入札書」を作成し、表に入札件名等を表示した封筒に入れ、指定された場所に提出してください。また、代理人により入札するときは、別紙様式「委任状」を提出してください。

### (消費税および地方消費税に伴う入札金額の記載方法)

- 5 「入札書」には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額を記載してください（消費税課税事業者、免税事業者を問いません。）。

なお、契約金額は、入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とします。

### (入札書の金額の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には円記号（円記号）を記載してください。

【例】 ￥123,000

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2本線を引き上部に正書した上、押印し

てください。ただし、入札金額の訂正はできません。

(入札書の引換え等の禁止)

7 提出された入札書は、引換え又は変更、もしくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

8 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期もしくは停止、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認められたとき。
- (2) 入札の参加者がないとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定)

10 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

11 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(入札執行回数)

12 入札執行回数は、再度の入札を含め2回を限度とします。

なお、再度の入札の結果、落札者がないときは、原則として入札金額の低い順2者

での見積合わせに移行します（第9項の規定に該当する場合を除きます。）。ただし、最低価格と予定価格との間に相当の差があるなど、入札執行者が随意契約は不適当と判断したときは、指名替えなどにより入札手続をやり直します。

（再度の入札に参加できない者）

13 第9項第1号から第6号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加できません。

（契約の締結）

14 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印の上、提出してください。期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、契約の意思がないものとみなします。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めの場合には、その期限を延長することがあります。

（異議の申し立て）

15 入札者は、入札後この心得、その他入札条件等の疑義又は不明を理由として、異議を申し立てることはできません。